

第3章 社会インフラ事故発生時の対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

- 1 大規模断水等（主たる所管局は水道局）
- 2 水源域又は各水道施設における毒物・劇物等の異物混入事件又は事故等により、水道水の飲用が人の健康に悪影響を及ぼす水質異常が発生する事態（主たる所管局は水道局）
- 3 渇水（主たる所管局は水道局）
- 4 大規模広域停電（主たる所管局は総務局危機管理室）

第2節 大規模断水等対策

この節は、水道局施設等における限定的な事故等（大規模事故の場合、発生場所は、災害扱い）により、市域において、大規模な断水等が発生した場合の市民への影響等に対しての応急対策を定める。

1 事前対策

(1) 情報連絡体制の確立

関係区局は、大規模な断水発生時に迅速かつ的確な緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 応急給水体制の整備

水道局は、断水地域への応急給水活動が迅速に行えるよう、局内の体制や他都市等との応援体制を整備するとともに、応急給水訓練を実施する。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急復旧・応急給水活動を迅速かつ効果的に行うために、備蓄拠点及び必要な資機材を整備する。

(4) バックアップ体制の整備

水道局は、断水範囲を最小限に抑え、早期に効果的な復旧ができるよう、配水ブロックシステムを構築する。

2 応急対策

(1) 関係機関への通報

大規模な断水が発生した場合は、関係機関へ通報、連絡等を実施する。

(2) 応急対策時における情報受伝達及び応急給水活動時の連絡系統（巻末「情報受伝達系統図」参照）

3 水道局における応急対策

(1) 応急体制

事故等により給水機能に大きな支障が生じた場合には水道局内に応急給水体制を確立し、迅速な情報収集分析を行い、施設の被害による二次災害の防止を努めるとともに、市民に対する広報、応急給水及び応急復旧作業を実施する。

(2) 広報

路上広報（広報車）やウェブサイト等により、市民に対し、断水状況及び応急給水場所等の広報を実施する。

(3) 応急給水活動

運搬給水	配水池等から取水し、給水車等にて運搬給水を行う。
災害時給水所における給水	配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓及び耐震給水栓等の災害時給水所にて給水を行う。

(4) 応援要請

事件等の緊急事態の発生状況などにより、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水・応急復旧作業を行う。

外部応援要請	水道局長は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。
応援隊の指揮	応援隊は、水道局長の指揮下に入るものとし、各応援隊には市水道局職員を適切に配備して、作業の効率を高めるため、応援隊の誘導、指揮等を行う。
応援要請先	水道局独自の事件等の緊急事態時における応援要請先は、「水道局防災計画」に定めるとおり

4 消防局における応急対策

(1) 消防警防体制の強化

ア 広報隊、消防活動二輪隊、消防隊等による巡回

(7) 出火防止と早期通報の広報

(4) 火災警戒

(9) 消防水利の確認と使用可否の実態把握

イ 航空隊による広報の実施（出火防止と早期通報）

ウ ホースの増強積載

エ 非常用消防車（水槽車）の配備

(2) 消防活動時の部隊運用留意事項

ア 防火水槽、プール、河川等自然水利への水利部署

イ 必要消防隊の早期増強要請

ウ 水槽車の効率的運用

エ 中継ポンプ隊の運用

オ 防火水槽への補水隊の運用

(3) 図上検討等の実施

ア 地域の実情にあわせた消防戦術の検討

イ 各種警防計画に基づく図上検討の実施

ウ 消防団、企業自衛消防隊等に対する早期出場体制確立の呼び掛け

5 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名称	横浜市大規模断水等対策警戒体制	
責任者	水道事業管理者（代務者：水道技術管理者）	
事務局	水道局	
関係区局	水道局、政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び責任者が指定する区局	
確立基準	1 大規模断水（断水戸数が概ね1万戸以上の規模となる断水）等が発生した場合又はそのおそれがある場合 2 責任者が必要と認める場合	
廃止基準	第2部第2章第1節5に定めるとおり	

(2) 警戒本部体制

名称	横浜市大規模断水等対策警戒本部	〇〇区大規模断水等対策警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 大規模断水等が発生し復旧までに	1 区内で大規模断水等が発生し復旧

	長時間を要する場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	までに長時間を要する場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市大規模断水等対策本部	〇〇区大規模断水等対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

6 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 広報計画の立案及び総合調整に関する事。 4 関連情報の広報の実施に関する事。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（水道局の事務を除く。）。
市民局	所管施設等との連絡調整に関する事。
医療局	医療機関との連絡調整に関する事。
医療局病院経営本部	市立病院との連絡調整に関する事。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 大規模断水等における応急対策（警防体制等）に関する事。
水道局	1 大規模断水等に関する実務対策全般に関する事。 2 大規模断水等に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 3 断水区域等への広報、応急給水及び応急復旧作業に関する事。 4 協力協定機関への応援要請に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。

第3節 水質汚染事件・事故対策

この節は、水源域又は各水道施設における毒物・劇物等の異物混入事件又は水質汚染事故の発生等により、水道水の飲用が人の健康に悪影響を及ぼす水質異常が発生する事件等の緊急事態において、市民給水や市民への健康被害を最小限にするために必要な対策を定める。

1 事前対策

(1) 水道水の水質検査体制

水道局は、水質検査計画に基づき、水道水が水質基準に適合し安全であることを確認する。

(2) 水道施設の安全対策

水道局は、侵入者の防止など水道施設の安全対策として施設の巡回及び機械警備などによる安全対策を実施する。

(3) 事業者への啓発

医療局は、貯水槽水道設備の安全管理について、啓発等を行う。

(4) 市民への啓発

水道局は、市民に対して、水道水に不審な点がある場合等の通報先について広報を行い、市民から通報があった場合は、直ちに水質検査及び現地調査を行う。

(5) 調査・研究の取組み

関係区局は、水道施設への毒物・劇物等の混入事件・事故等に関する応急対策・応急給水対策に必要な調査・研究に努める。

(6) マニュアルの整備

水道局は、「水質汚染に対する行動マニュアル」などのマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な教育・訓練を実施し、体制の確保を図る。

2 応急対策

(1) 初動体制

ア 関係機関への通報

水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故等が発生した場合、水道局は応急対策時の情報受伝達系統図に基づいて、関係機関へ通報、連絡等を実施する。

イ 断水等の措置

水道水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、水道局は、断水等の緊急措置を行う。

ウ 市民への通報

水道水が起因となる市民への健康被害の発生及び拡大を防止するために、水道局及び関係機関は、関係地域の市民に対して、放送設備を有する車両、放送機関及び消防局航空隊等により「水道水の安全が確認されるまで水道を使用しない。」などの広報を行う。

(2) 応急給水体制

断水等の緊急措置を行った場合は、「第3部第3章第2節大規模断水等対策」に準じて、水道局内に応急給水体制を確立し、情報分析を行い必要な地域に応急給水作業を実施する。

ア 広報

水道局及び関係機関は、関係地域の市民に対して、断水措置・応急給水実施の広報を行う。

イ 応急給水活動

水質検査により汚染のないことを確認後、配水池等から取水し、車両等による運搬給水を行うほか、配水池及び災害用地下給水タンク・緊急給水栓から直接給水を行う。

ウ 応援要請

事件・事故等の発生状況等により、規模に応じた人員車両等の応援を外部より得て、応急給水作業を行う。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市水質汚染対策警戒体制	
責 任 者	水道事業管理者（代務者：水道技術管理者）	
事 務 局	水道局	
関 係 区 局	水道局、政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局及び責任者が指定する区局	
確 立 基 準	1 水質汚染のおそれがあり、取水あるいは給水制限を行う可能性がある場合 2 水質汚染の発生により、取水あるいは給水停止を含む制限を行う場合	
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり	

(2) 警戒本部体制

名 称	横浜市水質汚染対策警戒本部	〇〇区水質汚染対策警戒本部
-----	---------------	---------------

警戒本部長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、消防局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 水道水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 2 市警戒本部長が必要と認める場合	1 区内で水道水を起因とする市民の健康被害が発生した場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市水質汚染対策本部	〇〇区水質汚染対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	水道局、政策経営局、総務局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、消防局及び市本部長が指定する局	区長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 水道水を起因とする市民の健康被害が複数区で発生した場合 2 市本部長が必要と認める場合	1 市本部長から設置の指示を受けた場合 2 区本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ※ 1、2については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 横浜国立大学との連絡調整に関する事。
総務局危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関する事。 3 区局間の総合調整及び統制に関する事（水道局の事務を除く。）。 4 現地への情報収集要員派遣に関する事。 5 大規模断水における応急対策（警備体制等）に関する事。 6 市民への広報に関する事。
医療局	1 医療機関との連絡調整に関する事。 2 貯水槽設備の安全管理に関する事。
医療局病院経営本部	市立病院における医療活動に関する事。
みどり環境局	1 事件等により発生した水質汚濁等の技術的助言に関する事。 2 環境測定に関する事。 3 平常時における有害物質等の取扱施設等に係る資料提供に関する事。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関する事。 2 救急・救護活動に関する事。
水道局	1 水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故の防止対策に関する事。 2 水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故に関する実務対策全般に関する事。 3 水源域又は各水道施設における水質汚染事件・事故に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 4 広報、応急給水及び応急復旧作業に関する事。 5 協力協定機関への応援要請に関する事。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等に関する事。 4 区民への広報に関する事。 5 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。

第4節 渇水対策

この節は、横浜市の水源地である相模川水系及び酒匂川水系の集水域において、降水量が少ない状況が長期にわたるなどして、貯水施設（相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、丹沢湖）の貯水量が著しく減少する等、渇水が予測される場合に、給水制限や応急給水等の応急対策について定める。

1 事前対策

(1) マニュアルの整備

水道局は、渇水に対して「横浜市水道局渇水対策マニュアル」などのマニュアルを整備し、関係職員に対して必要な教育・訓練を実施し、体制の確保を図る。

(2) 水道局緊急事態等対策委員会の設置

渇水時対策（横浜市の水源地振替並びに給水制限等の段階的強化）の方法及びその実施時期についての技術的検討及び市民広報についての検討を行うための委員会を水道局内に設置する。

(3) 資機材の整備

水道局は、応急復旧・応急給水活動を迅速かつ効果的に行うために、備蓄拠点及び必要な資機材を整備する。

(4) バックアップ体制の整備

水道局は、断水範囲を最小限に抑え、早期に効果的な復旧ができるよう、配水ブロックシステムを構築する。

2 緊急時対策（渇水時対策の実施）

(1) 情報連絡体制の確立

関係区局は、渇水時に迅速かつ確かな緊急活動を早期に行えるよう、関係機関等との情報連絡体制を整備する。

(2) 渇水時対策

ア 広報

渇水時対策を進めるにあたり、需要者の理解と協力を得ることは重要であるため、広報の実施時期及び内容等を定め、市本部及び区本部と協力し、市民に対し応急給水実施場所の広報を実施する。

イ 給水制限

渇水は、気象状況により左右されるものであるから、給水制限の計画は、渇水が進行するという前提で、渇水の緩やかな段階から厳しい段階までを想定し、渇水による水源水量の不足状況に応じて、給水制限を次表に示す段階に分ける。

<段階別給水制限>

段階	給水制限概要	目標給水制限率
第1段階	自主的節水 需要者による自主制限によって給水量を削減する。	5%
第2段階	減圧給水 第1段階の措置に加えて、給・配水システムを減圧することにより、給水量を節減する。	10%～15%
第3段階	時間給水 時間を限って給水することにより、給水量を節減するものであり、第1、第2段階における措置によっても節減できない場合にやむを得ず実施するものである。	20%以上

ウ 応急給水

断水区域の発生が予想される場合は、応急給水を行う拠点をあらかじめ選定し、予想断水区域内人口から必要な応急給水量を想定して、応急給水用取水場所、応急給水資機材、車両及び職員配置等について定める。

運搬給水	配水池等から取水し、給水車等にて運搬給水を行う。
災害時給水所における給水	配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓や耐震給水栓等の災害時給水所にて給水を行う。

エ 緊急水源等の検討

河川維持流量の暫定取水や、他の水利権の転用及び相互融通の可能性について検討し、その可能水量、協議の相手方を検討する。

オ 水質管理の強化

渇水時には原水の水質悪化が予想されるため、浄水過程における水質管理の強化が必要である。また、給水栓においては、出水不良や断水による色、濁り、有利残留塩素濃度の低下等が予想される地区に対する水質管理（塩素消毒等）の強化が必要である。

カ 応援体制

渇水時における応援要請先は、「水道局防災計画」で別に定める。

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市異常渇水対策警戒体制	
責 任 者	水道事業管理者（代務者：水道技術管理者）	
事 務 局	水道局	
関 係 区 局	水道局、政策経営局、総務局危機管理室、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び責任者が指定する区局	
確 立 基 準	1 異常渇水（渇水のうち、横浜市の水源が枯渇するおそれ）の場合 2 責任者が必要と認める場合	
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり	

※上位体制に移行する場合は、警戒本部体制は設置せず、対策本部体制へ。

(2) 対策本部体制

名 称	横浜市異常渇水対策本部	〇〇区異常渇水対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	水道局、政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃 止 基 準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報の実施に関すること。 ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（水道局の事務を除く。）。
市民局	所管施設等との連絡調整に関すること。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	市立病院との連絡調整に関すること。
消防局	1 緊急事態発生時の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 異常渇水時における応急対策（警備体制等）に関すること。

水 道 局	1 異常湧水に関する実務対策全般に関すること。 2 異常湧水に関する情報の収集・関係機関との連絡調整に関すること。 3 断水区域等への広報、応急給水及び応急復旧作業に関すること。 4 協力協定機関への応援要請に関すること。
発 生 区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。

第5節 大規模広域停電対策

広域停電の防止及び停電事故発生時の復旧は、電力事業者の対応によるところであるが、この節では、大規模かつ広域的な人為的要因による停電事故等に対処するための市の対策について定める。

【参考】東京電力パワーグリッド(株)の対策

東京電力パワーグリッド(株)は、広域停電の防止を図る観点から、電源となる変電所の新設、基幹送電系統の連系推進をはじめ、電力流通設備の新設、増設、強化、改修を実施する。また、停電範囲の縮小、影響の減少を図るため、負荷の分散を行う拠点変電所の新設を計画的に推進するなど設備の改善を計る一方、日常における停電防止対策や、万一の停電事故発生時の基本的な諸方を推進する。

1 事前対策（停電事故発生防止の基本対策）

- (1) 変電設備、送電設備等への立入・昇塔防止設備等安全対策設備の設備強化
- (2) 事故発生のおそれのある設備の事前改修の徹底
- (3) 同種・同類事故再発防止策の検討及び設備改修による再発防止の徹底
- (4) 電力設備工事実施時の工法・工程を検討し、事故防止策、安全対策の確立と実践
- (5) 送電線下での建設機器等による感電及び停電事故防止の周知とパトロールの実施
- (6) 地中送電線経路での土木工事によるケーブル損壊防止の周知とパトロールの実施

2 応急対策（停電事故発生時の基本対策）

- (1) 情報連絡活動
停電範囲を速やかに把握するため、設備の保守、管理を行っている（総）支社、事務所等とより確実な停電状況、事故箇所の状況収集にあたり、市本部との連絡に努める。
- (2) 復旧資材の調達
予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、復旧に必要な資材を輸送し、復旧工事の迅速化に努める。
- (3) 復旧要員の確保
非常災害対策要員をあらかじめ定めておき、復旧に必要な要員の出勤を指示するとともに、必要に応じ請負会社にも協力要請を行う。
- (4) 復旧計画
応急復旧は、原則として人命にかかる箇所、重要施設に供給する設備及び主要系統から行う。

1 事前対策

- (1) 情報連絡体制の整備
総務局危機管理室は、大規模広域停電が発生した場合の緊急活動を早期に行えるよう、東京電力パワーグリッド(株)との情報連絡体制をあらかじめ定める。
総務局危機管理室及び関係・構成区局は、警察等関係機関との情報連絡体制をあらかじめ定める。
- (2) 電力需給ひっ迫時の広報等
電力需給ひっ迫時は、東京電力パワーグリッド(株)と連携し、停電回避に向けた広報等に協力する。
- (3) 停電時の行政機能の維持・確保
各区局は、必要な機能を維持するための非常用電源設備の整備と燃料の備蓄を継続的に実施し、適切な維持・管理を行う。また、自立・分散型エネルギーや再生可能エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化を図る。
- (4) 市民への知識の普及・啓発

各区局は、平常時から、市民に対して、必要に応じた発電機器などの備蓄等、停電時の備えについて知識の普及・啓発を図る。また、通電火災等、大規模停電時に起こり得る事故等への注意喚起を行う。

(5) 緊急時の電力供給対策に向けた重要施設等の把握

総務局危機管理室及び各区局は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して、大規模停電時の電力供給対策のため、ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等及び応急対策実施時の拠点となる施設等の把握に努める。

(6) 関係機関との連携強化

各区局は、緊急時の電力供給対策のため、所管する業務に関して必要な協定等を締結し、安定的な協力関係の構築に努める。

2 応急対策

(1) 初動体制

総務局危機管理室は、大規模広域停電の情報を覚知した場合は、必要に応じて、関係区局等に通報し、必要な組織体制を設置する。大規模広域停電の情報は、原則として、東京電力パワーグリッド(株)の通報によるものとし、他の方法により覚知した場合は、同社に事実確認を行う。

(2) 主な活動

- ア 情報収集体制の確立
- イ 関係区局及び関係機関等との連絡体制の確保
- ウ 各区局及び所管施設等における非常用電源・発電機燃料の確保
- エ 停電発生区域に対する警戒監視活動の強化
- オ 県警察との連携（交通規制措置、交通整理、警戒活動、防犯 等）
- カ 病院、地下鉄等の重要施設における非常電源による電力供給の確保
- キ 水道施設における非常電源によるポンプ場等の運転継続
- ク 断水時を想定した、給水車等の準備
- ケ 水運用計画の策定及び実施
- コ 市民への情報提供及び広報
- サ 施設利用者の状況確認及び安全確保のための措置
- シ 大規模停電の状況及び気象等を勘案し、必要に応じて、市民利用施設等の開放又は避難所の開設等の実施
- ス その他、各区局による状況に応じた措置

3 組織体制の設置基準等

(1) 警戒体制

名 称	横浜市大規模広域停電警戒体制	
責 任 者	危機管理副統括責任者	
事 務 局	総務局危機管理室	
関 係 区 局	総務局危機管理室、消防局及び責任者が指定する区局	
確 立 基 準	1 大規模広域停電（1万軒以上）が発生し、復旧に3時間以上を要する場合 又は1時間を超えても復旧の目途がたたない場合 2 その他、被害が予測され、責任者が必要と認める場合	
廃 止 基 準	第2部第2章第1節5に定めるとおり	

(2) 警戒本部

名 称	横浜市大規模広域停電警戒本部	〇〇区大規模広域停電対策警戒本部
警 戒 本 部 長	危機管理統括責任者	危機管理責任者
事 務 局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等

組織構成	政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局及び市警戒本部長が指定する局	区警戒本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	1 大規模広域停電（5万軒以上）が発生し、復旧に3時間以上を要する場合又は1時間を超えても復旧の目途がたたない場合 2 その他、被害が予測され、市警戒本部長が必要と認める場合	1 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 2 区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	第2部第2章第2節4に定めるとおり	

(3) 対策本部体制

名称	横浜市大規模広域停電対策本部	〇〇区大規模広域停電対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
構成区局	政策経営局、総務局、市民局、医療局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	第2部第2章第3節2に定めるとおり	
廃止基準	第2部第2章第3節4に定めるとおり	

4 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること 4 関連情報の広報の実施に関すること ※ 広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
総務局危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること。 4 東京電力㈱及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 非常電源・発電用燃料等の確保に関すること。
市民局	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
医療局	医療機関との連絡調整に関すること。
医療局病院経営本部	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 広報隊、消防隊等による巡回及び広報に関すること。 3 消防水利の管理に関すること。
水道局	1 下記「施設等所管区局」に定めるとこと。 2 断水時等の応急給水体制に関すること。 3 断水時の水運用に関すること。
交通局	下記「施設等所管区局」に定めるとこと。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 区民からの相談等に関すること。 3 区民への広報に関すること。 4 区庁舎における非常電源・発電用燃料等の確保に関すること。
施設等所管区局	1 所管施設（所管区域・設備等を含む。）に関する情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管施設等の非常電源・発電用燃料等の確保に関すること。 3 関係機関との連絡体制の確保及び連絡調整に関すること。